

「グレーゾーン」、 なにが問題？

今回、「純然たる有事でも平時でもないグレーゾーン」（防衛省）に、これまで自衛隊ができなかつたことを行わせようとしています。

具体的には、離島での侵害行為に、最初から自衛隊を出そうというものです。これを自衛隊の治安出動（自衛隊法 78 条）や海上警備行動（同 82 条）の手続の迅速化（電話による閣議）で対応しようとしています。しかし、警察には SAT のような特殊部隊や、海上保安庁には護衛艦規模の世界最大クラスの巡視船があるのですから、まずは警察や海上保安庁で対応可能なはずです。例えば、尖閣諸島に中国人の武装集団が上陸したからといって、いきなり自衛隊を出せば、中国軍も対抗し、一気に日中間で武力衝突に発展する危険性があります。

また、平時に日本の防衛のために活動しているアメリカなど他国軍隊などの「武器等」を守るために、「武器使用」できるようにしようと/orします（自衛隊法 95 の 2）。本来、自衛隊法 95 条は、自衛官が武器等を守るために武器使用するもので、これを他国軍隊の「武器等」（実際には艦船など）にまで拡大することは、集団的自衛権行使と変わりません。白（平時）を黒（有事）にしてしまう「グレーゾーン」対応は危険です。

清水 雅彦（日本体育大学教授・憲法学）

国際平和支援法案、 なにが問題？

「国際平和支援法案」では、国際社会の平和と安全を脅かし、日本も積極的に寄与する必要があると政府が判断する事態が「国際平和共同対処事態」とされ（法案 1 条）、日本が外国軍への武器の輸送や弾薬の提供などの後方支援（「協力支援活動」）や「戦闘員の捜索救助活動」などにより、「国際社会の平和と安全の確保に資する」（法案 2 条 1 項）とされています。本当でしょうか？

2003 年、アメリカは国連安保理の決議もないまま、国際社会の反対を無視してイラク戦争をはじめました。第 1 次安倍自公政権も「我が国を含む国際社会の平和と安全の確保に資する」（イラク特措法 1 条）として、アメリカ軍の後方支援をしました。ただ、2008 年の国連の評価でも、イラク戦争では 15 万人もの女性や子ども、老人などが殺害されています。こうしたアメリカ軍への支援が本当に国際平和への寄与でしょうか？「戦争法案」が成立すれば、アメリカの戦争を日本が支援する可能性があります。

相手側には攻撃が容易で効果も大きい後方支援部隊は、実際の戦争で攻撃対象にされることも多く、自衛隊が外国軍に後方支援をすれば、自衛隊員が攻撃される危険性、反撃して人を殺す可能性が高まります。

飯島 滋明（名古屋学院大学准教授・憲法学）

「集団的自衛権行使容認」論、 なにが問題？

今回、2014 年 7 月 1 日の閣議決定（解釈改憲）を受けて、これまで政府が否定してきた、日本が集団的自衛権の行使ができる国にするための法案もあります。

具体的には、「存立危機事態」（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）に、自衛隊が防衛出動して武力行使するというものです（武力攻撃事態法や自衛隊法の改正）。この「存立危機事態」は誰かが判断する主観的概念のため、従来の自衛権行使の 3 要件とは質的に全く異なります。しかもこの事態認定は、秘密保護法によって国会にも国民にも十分な情報提供がなされないまま、政府によって一方的に認定される危険性があります。

日本の自衛隊が集団的自衛権行使するようになることは、日本国憲法 9 条の独自性を失わせ、日本が「戦争する国」になることを意味します。しかし、そもそも自民党自身、2012 年に「日本国憲法改正草案」でこれを可能にしようとしていた通り、本来、明文改憲（憲法改正）をしないかぎり不可能なはずです。立法改憲（戦争法の制定）は立憲主義に反するものです。

清水 雅彦（日本体育大学教授・憲法学）